

議案第 135 号

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備について

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成 25 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(松阪市ケーブルシステム条例の一部改正)

第 1 条 松阪市ケーブルシステム条例（平成 17 年松阪市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「3 万円」を「30,856 円（消費税及び地方消費税を含む。）」に改める。

第 9 条第 1 項中「500 円」を「514 円」に改める。

(松阪市地区市民センター条例の一部改正)

第 2 条 松阪市地区市民センター条例（平成 17 年松阪市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「840 円」を「860 円」に、「530 円」を「540 円」に、「1,050 円」を「1,080 円」に、「740 円」を「750 円」に改める。

(松阪市市民活動センター条例の一部改正)

第 3 条 松阪市市民活動センター条例（平成 17 年松阪市条例第 329 号）の一部を次のように改正する。

別表中「600 円」を「610 円」に、「400 円」を「410 円」に改める。

(松阪市飯高総合開発センター条例の一部改正)

第 4 条 松阪市飯高総合開発センター条例（平成 17 年松阪市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,150」を「3,240」に、「1,050」を「1,080」に、「525」を「540」に改める。

(松阪市飯南コミュニティセンター条例の一部改正)

第 5 条 松阪市飯南コミュニティセンター条例（平成 17 年松阪市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中「400」を「430」に、「700」を「750」に、「200」を「210」に、「300」を「320」に改める。

(松阪市栗野コミュニティセンター条例の一部改正)

第 6 条 松阪市栗野コミュニティセンター条例（平成 17 年松阪市条例第 34 号）の一

部を次のように改正する。

別表中「20,000 円」を「21,600 円」に、「5,000 円」を「5,400 円」に改める。

(松阪市中川新町地域交流センター条例の一部改正)

第 7 条 松阪市中川新町地域交流センター条例（平成 20 年松阪市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表中「800 円」を「860 円」に、「900 円」を「970 円」に、「1,100 円」を「1,180 円」に改める。

(松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター条例の一部改正)

第 8 条 松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター条例（平成 17 年松阪市条例第 338 号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,000 円」を「3,240 円」に、「1,500 円」を「1,620 円」に改める。

(松阪市飯高老人福祉センター条例の一部改正)

第 9 条 松阪市飯高老人福祉センター条例（平成 17 年松阪市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,625 円」を「2,700 円」に、「1,050 円」を「1,080 円」に改める。

(松阪市高齢者生活福祉センター条例の一部改正)

第 10 条 松阪市高齢者生活福祉センター条例（平成 17 年松阪市条例第 337 号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,000 円」を「3,240 円」に、「1,500 円」を「1,620 円」に、「5,000 円」を「5,400 円」に、「2,500 円」を「2,700 円」に改める。

(松阪市飯高保健センター条例の一部改正)

第 11 条 松阪市飯高保健センター条例（平成 17 年松阪市条例第 135 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,625 円」を「2,700 円」に、「1,050 円」を「1,080 円」に改める。

(松阪市プラザ鈴条例の一部改正)

第 12 条 松阪市プラザ鈴条例（平成 17 年松阪市条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「2,100」を「2,160」に、「2,630」を「2,700」に、「1,050」を「1,080」に、「1,370」を「1,400」に、「3,150」を「3,240」に、「3,990」を「4,100」に改める。

別表第 2 中「530」を「540」に改める。

(松阪市市町村整備型浄化槽の整備に関する条例の一部改正)

第 13 条 松阪市市町村整備型浄化槽の整備に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項の表中「4,200 円」を「4,320 円」に、「4,725 円」を「4,860 円」に、「5,250 円」を「5,400 円」に、「5,775 円」を「5,940 円」に、「6,300 円」を「6,480 円」に、「10,500 円」を「10,800 円」に、「13,650 円」を「14,040 円」に、「15,750 円」を「16,200 円」に、「18,900 円」を「19,440 円」に、「23,100 円」

を「23,760 円」に、「27,300 円」を「28,080 円」に改める。

(松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第 14 条 松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 1 号中「1,050 円」を「1,080 円」に改める。

第 13 条第 1 項第 1 号ア中「2,000 円」を「2,050 円」に改め、同号イ中「5,000 円」を「5,140 円」に改め、同号ウ中「10,000 円」を「10,280 円」に改め、同号ウただし書中「5,000 円」を「5,140 円」に改め、同条第 2 項中「1,000 円」を「1,020 円」に、「800 円」を「820 円」に改める。

(松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例の一部改正)

第 15 条 松阪市松ヶ崎公園グラウンド条例（平成 19 年松阪市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「530 円」を「540 円」に、「1,060 円」を「1,080 円」に、「1,590 円」を「1,620 円」に改める。

別表第 2 中「1,580 円」を「1,620 円」に改める。

(松阪市営葬儀に関する使用料条例の一部改正)

第 16 条 松阪市営葬儀に関する使用料条例（平成 17 年松阪市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

別表中「50,000」を「54,000」に、「75,000」を「81,000」に、「25,000」を「27,000」に、「37,500」を「40,500」に、「5,000」を「5,400」に、「7,500」を「8,100」に改め、同表備考 2 中「2,000 円」を「2,160 円」に、「3,000 円」を「3,240 円」に改める。

(松阪市霊柩車使用条例の一部改正)

第 17 条 松阪市霊柩車使用条例（平成 17 年松阪市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「4,000 円」を「4,320 円」に改める。

(松阪市篠田山斎場条例の一部改正)

第 18 条 松阪市篠田山斎場条例（平成 17 年松阪市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「5,000 円」を「5,400 円」に、「10,000 円」を「10,800 円」に、「2,000 円」を「2,160 円」に、「4,000 円」を「4,320 円」に、「6,000 円」を「6,480 円」に、「12,000 円」を「12,960 円」に、「2,200 円」を「2,370 円」に、「4,400 円」を「4,750 円」に改める。

別表第 3 中「2,000 円」を「2,160 円」に、「1,000 円」を「1,080 円」に、「10,000 円」を「10,800 円」に改める。

(松阪市嬉野斎場条例の一部改正)

第 19 条 松阪市嬉野斎場条例（平成 17 年松阪市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,000 円」を「2,160 円」に、「10,000 円」を「10,800 円」に、「1,000 円」を「1,080 円」に、「5,000 円」を「5,400 円」に、「25,000 円」を「27,000 円」に改める。

(松阪市飯南火葬場条例の一部改正)

第 20 条 松阪市飯南火葬場条例（平成 17 年松阪市条例第 348 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,000 円」を「2,160 円」に、「10,000 円」を「10,800 円」に、「1,000 円」を「1,080 円」に、「5,000 円」を「5,400 円」に、「25,000 円」を「27,000 円」に改める。

(松阪市納骨堂条例の一部改正)

第 21 条 松阪市納骨堂条例（平成 17 年松阪市条例第 160 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 号及び第 2 号中「2,000 円」を「2,160 円」に改める。

(松阪市自転車の放置防止に関する条例の一部改正)

第 22 条 松阪市自転車の放置防止に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「2,000 円」を「2,160 円」に改める。

(松阪市勤労者総合福祉施設条例の一部改正)

第 23 条 松阪市勤労者総合福祉施設条例（平成 17 年松阪市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,240」を「2,300」に、「3,670」を「3,770」に、「1,630」を「1,670」に、「2,450」を「2,510」に、「2,650」を「2,720」に、「4,490」を「4,610」に、「6,520」を「6,710」に、「10,190」を「10,480」に、「200」を「210」に、「4,080」を「4,190」に、「1,220」を「1,250」に、「2,040」を「2,090」に、「1,430」を「1,460」に、「1,830」を「1,880」に、「2,850」を「2,930」に、「1,020」を「1,040」に改める。

(松阪市産業振興センター条例の一部改正)

第 24 条 松阪市産業振興センター条例（平成 17 年松阪市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

別表中「8,820」を「9,070」に、「12,600」を「12,960」に、「15,230」を「15,660」に、「19,950」を「20,520」に、「27,090」を「27,860」に、「31,500」を「32,400」に、「2,100」を「2,160」に、「4,200」を「4,320」に、「8,400」を「8,640」に、「3,260」を「3,340」に、「5,040」を「5,180」に、「6,090」を「6,260」に、「7,880」を「8,100」に、「10,710」を「11,010」に、「13,340」を「13,710」に、「1,050」を「1,080」に、「3,150」を「3,240」に、「840」を「860」に、「1,260」を「1,290」に、「1,580」を「1,620」に、「2,000」を「2,050」に、「2,730」を「2,800」に、「3,360」を「3,450」に、「530」を「540」に、「1,470」を「1,510」に、「2,310」を「2,370」に、「3,570」を「3,670」に、「4,830」を

「4,960」に、「5,990」を「6,150」に、「1,680」を「1,720」に、「2,520」を「2,590」に、「4,100」を「4,210」に、「5,460」を「5,610」に、「6,830」を「7,020」に改め、同表備考3中「四捨五入する」を「切り捨てる」に改める。

(松阪市海上アクセス旅客ターミナル条例の一部改正)

第25条 松阪市海上アクセス旅客ターミナル条例(平成18年松阪市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表中「106,400円」を「109,400円」に、「62,200円」を「65,000円」に改める。

(松阪市観光情報センター条例の一部改正)

第26条 松阪市観光情報センター条例(平成17年松阪市条例第173号)の一部を次のように改正する。

第7条中「84,000円」を「86,400円」に改める。

(松阪市飯高グリーンライフ山林舎条例の一部改正)

第27条 松阪市飯高グリーンライフ山林舎条例(平成17年松阪市条例第341号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,200円以上 6,300円以内」を「4,320円以上 6,480円以内」に、「3,675円以上 5,512円以内」を「3,780円以上 5,670円以内」に、「2,100円以上 3,150円以内」を「2,160円以上 3,240円以内」に、「525円以上 787円以内」を「540円以上 810円以内」に、「210円以上 315円以内」を「210円以上 320円以内」に、「105円以上 157円以内」を「100円以上 160円以内」に、「1,050円以上 1,575円以内」を「1,080円以上 1,620円以内」に改める。

(松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設条例の一部改正)

第28条 松阪市飯高森林とのふれあい環境整備施設条例(平成17年松阪市条例第344号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,200円以上 6,300円以内」を「4,320円以上 6,480円以内」に、「3,675円以上 5,512円以内」を「3,780円以上 5,670円以内」に、「2,100円以上 3,150円以内」を「2,160円以上 3,240円以内」に、「525円以上 787円以内」を「540円以上 810円以内」に、「210円以上 315円以内」を「210円以上 320円以内」に、「10,500円以上 15,750円以内」を「10,800円以上 16,200円以内」に改める。

(松阪市飯高奥香肌峡林間キャンプ場条例の一部改正)

第29条 松阪市飯高奥香肌峡林間キャンプ場条例(平成17年松阪市条例第345号)の一部を次のように改正する。

別表中「6,300円以上 9,450円以内」を「6,480円以上 9,720円以内」に、「5,250円以上 7,875円以内」を「5,400円以上 8,100円以内」に、「4,200円以上 6,300円以内」を「4,320円以上 6,480円以内」に、「2,100円以上 3,150円以内」を「2,160円以上 3,240円以内」に、「1,575円以上 2,362円以内」を「1,620円以上 2,430円以内」に改める。

(松阪市競輪場売店、用地等使用に関する条例の一部改正)

第 30 条 松阪市競輪場売店、用地等使用に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,250 円」を「5,400 円」に、「31,500 円」を「32,400 円」に、「18,900 円以上」を「19,440 円以上」に改める。

（松阪市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第 31 条 松阪市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年松阪市条例第 190 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「3,150 円」を「3,240 円」に、「525 円」を「540 円」に改める。

（松阪農業公園ベルファーム条例の一部改正）

第 32 条 松阪農業公園ベルファーム条例（平成 17 年松阪市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,580 円」を「1,620 円」に、「3,150 円」を「3,240 円」に、「8,220 円」を「8,450 円」に、「9,120 円」を「9,370 円」に、「5,830 円」を「6,000 円」に、「1,000 円」を「1,020 円」に、「1,260 円」を「1,290 円」に、「780 円」を「790 円」に、「200 円」を「210 円」に改める。

（松阪市飯南和紙和牛センター条例の一部改正）

第 33 条 松阪市飯南和紙和牛センター条例（平成 17 年松阪市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「2,000 円」を「2,160 円」に改める。

（松阪市飯南茶業伝承館条例の一部改正）

第 34 条 松阪市飯南茶業伝承館条例（平成 17 年松阪市条例第 346 号）の一部を次のように改正する。

別表中「500 円以内」を「540 円以内」に、「250 円以内」を「270 円以内」に、「300 円以内」を「320 円以内」に、「1,000 円以内」を「1,080 円以内」に、「15,000 円以内」を「16,200 円以内」に改める。

（松阪市飯高地域資源活用交流施設条例の一部改正）

第 35 条 松阪市飯高地域資源活用交流施設条例（平成 17 年松阪市条例第 196 号）の一部を次のように改正する。

別表中「600 円」を「640 円」に、「300 円」を「320 円」に、「400 円」を「430 円」に、「5,000 円」を「5,400 円」に、「2,000 円以内」を「2,160 円以内」に改める。

（松阪市飯高産業振興センター条例の一部改正）

第 36 条 松阪市飯高産業振興センター条例（平成 17 年松阪市条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

別表中「5,000 円」を「5,400 円」に、「300 円」を「320 円」に、「2,000 円」を「2,160 円」に改める。

（松阪市森林公園条例の一部改正）

第 37 条 松阪市森林公園条例（平成 17 年松阪市条例第 330 号）の一部を次のように

改正する。

別表中「11,000 円」を「11,230 円」に改める。

(松阪市飯南林業総合センター条例の一部改正)

第 38 条 松阪市飯南林業総合センター条例（平成 17 年松阪市条例第 347 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000 円以内」を「1,080 円以内」に改める。

(松阪市飯高林業総合センター条例の一部改正)

第 39 条 松阪市飯高林業総合センター条例（平成 17 年松阪市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,500 円」を「2,700 円」に、「1,000 円」を「1,080 円」に改める。

(松阪市営若者定住住宅条例の一部改正)

第 40 条 松阪市営若者定住住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 216 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「500 円」を「540 円」に改める。

(松阪市都市公園条例の一部改正)

第 41 条 松阪市都市公園条例（平成 17 年松阪市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,050」を「1,080」に、「530」を「540」に、「1,580」を「1,620」に改める。

(松阪市総合運動公園運動施設条例の一部改正)

第 42 条 松阪市総合運動公園運動施設条例（平成 24 年松阪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中「530 円」を「540 円」に、「1,060 円」を「1,080 円」に改める。

(松阪市立学校施設目的外使用条例の一部改正)

第 43 条 松阪市立学校施設目的外使用条例（平成 17 年松阪市条例第 238 号）の一部を次のように改正する。

別表中「400 円」を「410 円」に、「500 円」を「510 円」に、「800 円」を「820 円」に、「1,000 円」を「1,020 円」に改め、同表備考 2 中「1,000 円」を「1,020 円」に改め、同表備考 3 中「500 円」を「510 円」に改める。

(松阪市公民館条例の一部改正)

第 44 条 松阪市公民館条例（平成 17 年松阪市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「840」を「860」に、「1,680」を「1,720」に、「1,050」を「1,080」に、「2,100」を「2,160」に、「1,790」を「1,830」に、「3,570」を「3,670」に、「2,000」を「2,050」に、「3,990」を「4,100」に、「2,840」を「2,910」に、「5,670」を「5,830」に、「2,520 円」を「2,590 円」に、「1,260 円」を「1,290 円」に、「530」を「540」に、「740」を「750」に、「200」を「210」に、「1,000」を「1,080」に、「1,500」を「1,620」に改める。

(松阪市中川コミュニティセンター条例の一部改正)

第 45 条 松阪市中川コミュニティセンター条例（平成 17 年松阪市条例第 251 号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,200」を「2,370」に、「2,400」を「2,590」に、「2,700」を「2,910」に、「3,300」を「3,560」に、「3,500」を「3,780」に、「5,000」を「5,400」に、「800」を「860」に、「900」を「970」に、「1,100」を「1,180」に、「1,300」を「1,400」に、「1,500」を「1,620」に、「2,000」を「2,160」に、「1,000」を「1,080」に、「1,200」を「1,290」に、「3,000」を「3,240」に改める。

(松阪市豊地農構センター条例の一部改正)

第 46 条 松阪市豊地農構センター条例（平成 17 年松阪市条例第 252 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000」を「1,080」に、「1,200」を「1,290」に、「1,500」を「1,620」に、「3,000」を「3,240」に、「500」を「540」に、「600」を「640」に、「800」を「860」に、「2,500」を「2,700」に改める。

(松阪市豊田農村集落センター条例の一部改正)

第 47 条 松阪市豊田農村集落センター条例（平成 17 年松阪市条例第 253 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000」を「1,080」に、「1,200」を「1,290」に、「1,500」を「1,620」に、「3,000」を「3,240」に、「500」を「540」に、「600」を「640」に、「800」を「860」に、「2,500」を「2,700」に改める。

(松阪市文化センター条例の一部改正)

第 48 条 松阪市文化センター条例（平成 17 年松阪市条例第 257 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「14,700」を「15,120」に、「21,000」を「21,600」に、「27,300」を「28,080」に、「58,590」を「60,260」に、「18,060」を「18,570」に、「26,040」を「26,780」に、「33,810」を「34,770」に、「72,450」を「74,520」に、「29,400」を「30,240」に、「42,000」を「43,200」に、「54,600」を「56,160」に、「117,180」を「120,520」に、「36,120」を「37,150」に、「52,080」を「53,560」に、「67,620」を「69,550」に、「144,900」を「149,040」に、「15,120」を「15,550」に、「21,840」を「22,460」に、「28,350」を「29,160」に、「60,690」を「62,420」に、「18,690」を「19,220」に、「26,880」を「27,640」に、「35,070」を「36,070」に、「74,970」を「77,110」に、「19,110」を「19,650」に、「35,490」を「36,500」に、「76,020」を「78,190」に、「23,310」を「23,970」に、「43,890」を「45,140」に、「93,870」を「96,550」に、「22,050」を「22,680」に、「31,500」を「32,400」に、「40,950」を「42,120」に、「87,780」を「90,280」に、「27,090」を「27,860」に、「39,060」を「40,170」に、「50,610」を「52,050」に、「108,570」を「111,670」に、「44,100」を「45,360」に、「63,000」を「64,800」に、「81,900」を「84,240」に、「175,770」を「180,790」に、「54,180」を

「55,720」に、「78,120」を「80,350」に、「101,430」を「104,320」に、「217,350」を「223,560」に改める。

別表第3中「5,250」を「5,400」に、「8,400」を「8,640」に、「10,500」を「10,800」に、「22,260」を「22,890」に、「6,510」を「6,690」に、「10,290」を「10,580」に、「13,020」を「13,390」に、「27,720」を「28,510」に、「16,800」を「17,280」に、「21,000」を「21,600」に、「44,730」を「46,000」に、「20,580」を「21,160」に、「26,040」を「26,780」に、「55,440」を「57,020」に、「5,460」を「5,610」に、「8,610」を「8,850」に、「10,920」を「11,230」に、「23,100」を「23,760」に、「6,720」を「6,910」に、「13,440」を「13,820」に、「28,350」を「29,160」に、「13,650」を「14,040」に、「28,980」を「29,800」に、「13,230」を「13,600」に、「35,700」を「36,720」に、「7,770」を「7,990」に、「12,600」を「12,960」に、「15,750」を「16,200」に、「33,390」を「34,340」に、「9,660」を「9,930」に、「15,330」を「15,760」に、「19,530」を「20,080」に、「41,370」を「42,550」に、「25,200」を「25,920」に、「31,500」を「32,400」に、「67,200」を「69,120」に、「30,870」を「31,750」に、「39,060」を「40,170」に、「83,160」を「85,530」に改める。

別表第4中「10,500」を「10,800」に、「13,860」を「14,250」に、「18,480」を「19,000」に、「39,690」を「40,820」に、「13,020」を「13,390」に、「17,010」を「17,490」に、「22,890」を「23,540」に、「49,140」を「50,540」に、「21,000」を「21,600」に、「27,720」を「28,510」に、「36,960」を「38,010」に、「79,590」を「81,860」に、「26,040」を「26,780」に、「34,020」を「34,990」に、「45,780」を「47,080」に、「98,280」を「101,080」に、「10,920」を「11,230」に、「14,280」を「14,680」に、「19,110」を「19,650」に、「41,160」を「42,330」に、「13,440」を「13,820」に、「17,640」を「18,140」に、「23,730」を「24,400」に、「50,820」を「52,270」に、「13,650」を「14,040」に、「17,850」を「18,360」に、「23,940」を「24,620」に、「51,450」を「52,920」に、「16,800」を「17,280」に、「22,050」を「22,680」に、「29,610」を「30,450」に、「63,630」を「65,440」に、「15,750」を「16,200」に、「20,790」を「21,380」に、「59,640」を「61,340」に、「19,530」を「20,080」に、「25,410」を「26,130」に、「34,230」を「35,200」に、「73,500」を「75,600」に、「31,500」を「32,400」に、「41,580」を「42,760」に、「55,440」を「57,020」に、「119,490」を「122,900」に、「39,060」を「40,170」に、「51,030」を「52,480」に、「68,670」を「70,630」に、「147,630」を「151,840」に、「1,890」を「1,940」に、「2,940」を「3,020」に、「4,830」を「4,960」に、「8,820」を「9,070」に、「3,780」を「3,880」に、「5,880」を「6,040」に、「9,660」を「9,930」に、「2,100」を「2,160」に、「3,150」を「3,240」に、「5,040」を「5,180」に、「9,450」を「9,720」に、「2,310」を「2,370」に、「6,090」を「6,260」に、「11,130」を「11,440」に、「2,730」を「2,800」に、「4,410」を「4,530」に、「7,140」を「7,340」に、「13,230」を

「13,600」に、「5,670」を「5,830」に、「14,490」を「14,900」に、「26,880」を「27,640」に、「5,250」を「5,400」に、「4,200」を「4,320」に、「6,300」を「6,480」に、「3,360」を「3,450」に、「5,460」を「5,610」に、「10,290」を「10,580」に、「3,990」を「4,100」に、「6,720」を「6,910」に、「12,390」を「12,740」に、「4,620」を「4,750」に、「7,770」を「7,990」に、「29,190」を「30,020」に改める。

(松阪市文化財センター条例の一部改正)

第49条 松阪市文化財センター条例(平成17年松阪市条例第259号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,530円」を「1,570円」に、「2,040円」を「2,100円」に、「3,060円」を「3,150円」に、「510円」を「520円」に改める。

(松阪市松浦武四郎記念館(小野江コミュニティセンター)条例の一部改正)

第50条 松阪市松浦武四郎記念館(小野江コミュニティセンター)条例(平成17年松阪市条例第264号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「300円」を「310円」に、「500円以内」を「510円以内」に改める。

別表第2中「500円」を「510円」に、「700円」を「720円」に、「1,200円」を「1,240円」に、「300円」を「310円」に、「600円」を「620円」に、「900円」を「920円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「2,000円」を「2,060円」に改める。

別表第3中「1,000円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に改める。

(松阪市飯南産業文化センター条例の一部改正)

第51条 松阪市飯南産業文化センター条例(平成17年松阪市条例第265号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,410」を「4,530」に、「5,880」を「6,040」に、「7,980」を「8,200」に、「16,800」を「17,280」に、「8,820」を「9,070」に、「11,760」を「12,090」に、「15,960」を「16,410」に、「33,600」を「34,560」に、「4,830」を「4,960」に、「6,090」を「6,260」に、「8,400」を「8,640」に、「17,850」を「18,360」に、「5,670」を「5,830」に、「7,560」を「7,770」に、「10,290」を「10,580」に、「22,260」を「22,890」に、「6,615」を「6,800」に、「11,970」を「12,310」に、「25,935」を「26,670」に、「22,050」を「22,680」に、「29,400」を「30,240」に、「39,900」を「41,040」に、「86,730」を「89,200」に、「1,260」を「1,290」に、「1,680」を「1,720」に、「2,520」を「2,590」に、「5,145」を「5,290」に、「6,300」を「6,480」に、「12,600」を「12,960」に、「25,725」を「26,460」に、「1,890」を「1,940」に、「3,780」を「3,880」に、「7,770」を「7,990」に、「9,450」を「9,720」に、「18,900」を「19,440」に、「38,850」を「39,960」に改め、同表備考1中「420円」を「430円」に改める。

別表第2中「1,575」を「1,620」に、「945」を「970」に、「735」を「750」に、「315」を「320」に、「105」を「100」に、「420」を「430」に改める。

(松阪市総合体育館条例の一部改正)

第 52 条 松阪市総合体育館条例（平成 17 年松阪市条例第 266 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1,890」を「1,940」に、「2,520」を「2,590」に、「3,780」を「3,880」に、「6,930」を「7,120」に、「5,040」を「5,180」に、「6,300」を「6,480」に、「12,600」を「12,960」に、「18,900」を「19,440」に、「25,200」を「25,920」に、「31,500」を「32,400」に、「63,000」を「64,800」に、「7,560」を「7,770」に、「10,080」を「10,360」に、「46,200」を「47,520」に、「60,900」を「62,640」に、「75,600」を「77,760」に、「151,200」を「155,520」に、「113,400」を「116,640」に、「189,000」を「194,400」に、「378,000」を「388,800」に、「840」を「860」に、「1,050」を「1,080」に、「1,260」を「1,290」に、「2,630」を「2,700」に改め、同表備考 5 中「1,050 円」を「1,080 円」に、「420 円」を「430 円」に改める。

別表第 2 中「420」を「430」に、「1,050」を「1,080」に、「530」を「540」に改める。

(松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例の一部改正)

第 53 条 松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例（平成 17 年松阪市条例第 267 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1,830」を「1,940」に、「2,450」を「2,590」に、「3,060」を「3,240」に、「7,140」を「7,560」に、「9,170」を「9,720」に、「12,230」を「12,960」に、「17,330」を「18,360」に、「34,660」を「36,720」に、「4,080」を「4,320」に、「6,120」を「6,480」に、「8,160」を「8,640」に、「18,350」を「19,440」に、「26,500」を「28,080」に、「45,870」を「48,600」に、「101,940」を「108,000」に、「200」を「210」に、「310」を「320」に、「410」を「430」に、「510」を「540」に、「1,220」を「1,290」に改める。

別表第 2 中「1,220」を「1,290」に、「1,630」を「1,720」に、「810」を「860」に改め、同表備考 3 中「410 円」を「430 円」に改める。

(松阪市ハートフルみくも条例の一部改正)

第 54 条 松阪市ハートフルみくも条例（平成 20 年松阪市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 12 条関係）

ハートフルみくもの基本利用料金

施設の名称等	午前	午後	夜間	全日	全日（夜間含む。）	冷暖房（1時間）
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	9:00～ 21:00	

松阪市ハートフルみくもスポーツ文化センター	アリーナ	スポーツセンターとして利用する場合 (アマチュア利用)	入場料を徴収しない場合		2,160円	2,160円	2,160円	4,320円	6,480円	—
			入場料を徴収する場合	1,000円未満	6,480円	6,480円	6,480円	12,960円	19,440円	—
				1,000円以上 3,000円未満	8,640円	8,640円	8,640円	17,280円	25,920円	—
				3,000円以上	10,800円	10,800円	10,800円	21,600円	32,400円	—
		スポーツセンターとして利用する場合 (その他)	入場料を徴収しない場合		5,400円	5,400円	5,400円	10,800円	16,200円	—
			入場料を徴収する場合	1,000円未満	16,200円	16,200円	16,200円	32,400円	48,600円	—
				1,000円以上 3,000円未満	21,600円	21,600円	21,600円	43,200円	64,800円	—
				3,000円以上	27,000円	27,000円	27,000円	54,000円	81,000円	—
		文化センターとして利用する場合（火曜日～金曜日）	入場料を徴収しない場合		16,200円	16,200円	16,200円	32,400円	48,600円	2,160円
			入場料を徴収する場合	1,000円未満	48,600円	48,600円	48,600円	97,200円	145,800円	2,160円
				1,000円以上 3,000円未満	64,800円	64,800円	64,800円	129,600円	194,400円	2,160円
				3,000円以上	81,000円	81,000円	81,000円	162,000円	243,000円	2,160円
		文化センターとして利用する場合（土曜日・日曜日・	入場料を徴収しない場合		21,600円	21,600円	21,600円	43,200円	64,800円	2,160円
			入	1,000円	64,800円	64,800円	64,800円	129,600円	194,400円	2,160円

	祝日)		未満						
			1,000円以上 3,000円未満	86,400円	86,400円	86,400円	172,800円	259,200円	2,160円
			3,000円以上	108,000円	108,000円	108,000円	216,000円	324,000円	2,160円
	楽屋（一室当たり）	入場料を徴収しない場合		540円	540円	750円	1,080円	1,830円	540円
			入場料を徴収する場合 1,000円未満	1,620円	1,620円	2,260円	3,240円	5,500円	540円
			1,000円以上 3,000円未満	2,160円	2,160円	3,020円	4,320円	7,340円	540円
			3,000円以上	2,700円	2,700円	3,780円	5,400円	9,180円	540円
	会議室	入場料を徴収しない場合		540円	540円	750円	1,080円	1,830円	540円
			入場料を徴収する場合 1,000円未満	1,620円	1,620円	2,260円	3,240円	5,500円	540円
			1,000円以上 3,000円未満	2,160円	2,160円	3,020円	4,320円	7,340円	540円
			3,000円以上	2,700円	2,700円	3,780円	5,400円	9,180円	540円
	相談室	入場料を徴収しない場合		540円	540円	750円	1,080円	1,830円	540円
			入場料を徴収する場合 1,000円未満	1,620円	1,620円	2,260円	3,240円	5,500円	540円
			1,000円以上 3,000円	2,160円	2,160円	3,020円	4,320円	7,340円	540円

			未満							
			3,000円以上	2,700円	2,700円	3,780円	5,400円	9,180円	540円	
	ミーティングルーム	入場料を徴収しない場合		540円	540円	750円	1,080円	1,830円	540円	
		入場料を徴収する場合	1,000円未満	1,620円	1,620円	2,260円	3,240円	5,500円	540円	
			1,000円以上 3,000円未満	2,160円	2,160円	3,020円	4,320円	7,340円	540円	
			3,000円以上	2,700円	2,700円	3,780円	5,400円	9,180円	540円	
	グランドピアノ	入場料を徴収しない場合		1回 5,400円（調律は使用者負担）						
		入場料を徴収する場合	1,000円未満	1回 16,200円（調律は使用者負担）						
			1,000円以上 3,000円未満	1回 21,600円（調律は使用者負担）						
			3,000円以上	1回 27,000円（調律は使用者負担）						
	アスレチックジム			会員 5,400円（年会費。年度途中は月540円）						
	松阪市ハートフルみくも多目的広場	入場料を徴収しない場合		540円	540円	750円	1,080円	1,830円	—	
		入場料を徴収する場合	1,000円未満	1,620円	1,620円	2,260円	3,240円	5,500円	—	
			1,000円以上 3,000円未満	2,160円	2,160円	3,020円	4,320円	7,340円	—	
			3,000円以上	2,700円	2,700円	3,780円	5,400円	9,180円	—	

松阪市ハートフルみくもパターゴルフ場（１ラウンド）	320円	540円	—	—	—
	会員 5,400円（年会費家族券）				
松阪市ハートフルみくもテニスコート（１面・１時間当たり）	320円	540円	—	—	—
松阪市ハートフルみくも保健福祉センター	無料	—	無料	—	無料

備考

- 1 体育館の片面をスポーツとして利用する場合は、利用料金は半額とする。
- 2 アリーナを体育館として利用する場合は、原則として冷暖房は利用できない。
- 3 パターゴルフ・テニスの中学生以下の利用については、320円を100円に、540円を210円にする。
- 4 テニスコートについては、予約制とする。
- 5 テニスについて小学生以下は、保護者又はそれに代わる者が同伴すること。
- 6 アスレチックジムについては、中学生の利用は保護者又はそれに代わる者が同伴すること。また、小学生以下の利用は不可とする。

（松阪市飯南体育センター条例の一部改正）

第 55 条 松阪市飯南体育センター条例（平成 17 年松阪市条例第 270 号）の一部を次のように改正する。

別表中「200 円」を「210 円」に、「300 円」を「320 円」に改める。

（松阪公園グラウンド条例の一部改正）

第 56 条 松阪公園グラウンド条例（平成 17 年松阪市条例第 271 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「1,050 円」を「1,080 円」に、「2,100 円」を「2,160 円」に、「1,370 円」を「1,400 円」に、「2,730 円」を「2,800 円」に改め、同表備考 2 中「260 円」を「270 円」に改める。

（松阪市雲出川河川敷グラウンド条例の一部改正）

第 57 条 松阪市雲出川河川敷グラウンド条例（平成 17 年松阪市条例第 273 号）の一部を次のように改正する。

別表中「500」を「540」に改める。

（松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例の一部改正）

第 58 条 松阪市山村広場（飯南グラウンド）条例（平成 17 年松阪市条例第 274 号）の一部を次のように改正する。

別表中「200 円」を「210 円」に、「500 円」を「540 円」に改める。

（松阪市飯南そまびとグラウンド条例の一部改正）

第 59 条 松阪市飯南そまびとグラウンド条例（平成 17 年松阪市条例第 275 号）の一部を次のように改正する。

別表中「200 円」を「210 円」に改める。

(松阪市阪内川テニスコート条例の一部改正)

第 60 条 松阪市阪内川テニスコート条例（平成 17 年松阪市条例第 276 号）の一部を次のように改正する。

別表中「530 円」を「540 円」に、「1,050 円」を「1,080 円」に、「680 円」を「700 円」に、「1,360 円」を「1,400 円」に改める。

(松阪市中部台テニスコート条例の一部改正)

第 61 条 松阪市中部台テニスコート条例（平成 17 年松阪市条例第 277 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,160」を「1,180」に、「1,260」を「1,290」に、「1,930」を「1,980」に改める。

(松阪市東部テニスコート条例の一部改正)

第 62 条 松阪市東部テニスコート条例（平成 17 年松阪市条例第 278 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,050 円」を「1,080 円」に、「2,100 円」を「2,160 円」に、「1,370 円」を「1,400 円」に、「2,730 円」を「2,800 円」に改め、同表備考 2 中「260 円」を「270 円」に改める。

(松阪市三雲軟式テニスコート条例の一部改正)

第 63 条 松阪市三雲軟式テニスコート条例（平成 17 年松阪市条例第 279 号）の一部を次のように改正する。

別表中「900 円」を「970 円」に改める。

(松阪公園プール条例の一部改正)

第 64 条 松阪公園プール条例（平成 17 年松阪市条例第 281 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中「400」を「430」に、「250」を「270」に改める。

別表第 1 中「3,150」を「3,240」に、「6,300」を「6,480」に、「9,450」を「9,720」に、「2,100」を「2,160」に、「4,200」を「4,320」に改める。

(松阪市流水プール条例の一部改正)

第 65 条 松阪市流水プール条例（平成 17 年松阪市条例第 282 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「400」を「430」に、「250」を「270」に改める。

(松阪市飯高 B & G 海洋センター条例の一部改正)

第 66 条 松阪市飯高 B & G 海洋センター条例（平成 17 年松阪市条例第 283 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「200 円」を「210 円」に、「1,000 円」を「1,080 円」に、「2,000 円」を「2,160 円」に改める。

(松阪市ソフトボール場条例の一部改正)

第 67 条 松阪市ソフトボール場条例（平成 17 年松阪市条例第 284 号）の一部を次のように改正する。

別表中「260」を「270」に、「530」を「540」に改める。

(松阪市水道給水条例の一部改正)

第 68 条 松阪市水道給水条例（平成 17 年松阪市条例第 288 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

第 29 条第 1 項第 4 号中「800 円」を「864 円」に、「2,000 円」を「2,160 円」に、「3,000 円」を「3,240 円」に改める。

別表第 1 中「54,600 円」を「56,160 円」に、「131,250 円」を「135,000 円」に、「262,500 円」を「270,000 円」に、「344,400 円」を「354,240 円」に、「546,000 円」を「561,600 円」に、「1,270,500 円」を「1,306,800 円」に、「2,278,500 円」を「2,343,600 円」に、「5,166,000 円」を「5,313,600 円」に改める。

(松阪市公共下水道使用料条例の一部改正)

第 69 条 松阪市公共下水道使用料条例（平成 17 年松阪市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「1.05」を「1.08」に改める。

(松阪市朝見簡易水道給水条例の一部改正)

第 70 条 松阪市朝見簡易水道給水条例（平成 17 年松阪市条例第 290 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次のとおり」を「1 戸 1 か月につき 720 円」に改め、「朝見簡易水道 1 戸 1 か月につき 700 円」を削る。

(松阪市飯高簡易水道事業給水条例の一部改正)

第 71 条 松阪市飯高簡易水道事業給水条例（平成 17 年松阪市条例第 291 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中「額（消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を含む。）」を「基本料金及び従量料金により算出された合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額」に改める。

第 27 条の 2 第 1 項第 4 号中「800 円」を「864 円」に、「2,000 円」を「2,160 円」に、「3,000 円」を「3,240 円」に改める。

別表第 2 中「54,600 円」を「56,160 円」に、「131,250 円」を「135,000 円」に、「262,500 円」を「270,000 円」に、「344,400 円」を「354,240 円」に、「546,000 円」を「561,600 円」に、「1,270,500 円」を「1,306,800 円」に改める。

別表第 3 中「300 円」を「286 円」に改め、同表備考中「(ただし、西部簡易水道を除く。)」を削る。

(松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第 72 条 松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

第 4 条の表中「3,150 円」を「3,240 円」に、「3,675 円」を「3,780 円」に、

「4,200 円」を「4,320 円」に、「10,500 円」を「10,800 円」に、「1,050 円」を「1,080 円」に、「735 円」を「750 円」に改める。

第 5 条の表中「5,565 円」を「5,720 円」に、「12,600 円」を「12,960 円」に、「2,100 円」を「2,160 円」に、「157,500 円」を「162,000 円」に、「10,500 円」を「10,800 円」に、「31,500 円」を「32,400 円」に、「15,750 円」を「16,200 円」に、「9,450 円」を「9,720 円」に、「94,500 円」を「97,200 円」に、「84,000 円」を「86,400 円」に、「42,000 円」を「43,200 円」に、「3,150 円」を「3,240 円」に、「2,625 円」を「2,700 円」に、「3,000 円」を「3,080 円」に、「136,500 円」を「140,400 円」に、「105/100」を「100 分の 108」に改める。

第 5 条の 2 の表中「488,360 円」を「502,310 円」に、「24,320 円」を「25,020 円」に、「325,500 円」を「334,800 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

第 7 条の表中「52,500 円」を「54,000 円」に、「21,000 円」を「21,600 円」に、「36,750 円」を「37,800 円」に、「31,500 円」を「32,400 円」に、「94,500 円」を「97,200 円」に、「84,000 円」を「86,400 円」に、「63,000 円」を「64,800 円」に、「10,500 円」を「10,800 円」に、「157,500 円」を「162,000 円」に、「5,250 円」を「5,400 円」に、「3,150 円」を「3,240 円」に、「42,000 円」を「43,200 円」に、「105,000 円～210,000 円」を「108,000 円～216,000 円」に、「5,250 円～31,500 円」を「5,400 円～32,400 円」に、「40,000 円」を「41,140 円」に、「1,500 円」を「1,540 円」に、「3,000 円」を「3,080 円」に、「525 円」を「540 円」に、「19,950 円」を「20,520 円」に、「29,400 円」を「30,240 円」に、「315,000 円～420,000 円」を「324,000 円～432,000 円」に、「52,500 円～105,000 円」を「54,000 円～108,000 円」に、「315,000 円」を「324,000 円」に、「367,500 円」を「378,000 円」に、「525,000 円」を「540,000 円」に、「8,400 円」を「8,640 円」に、「2,100 円」を「2,160 円」に、「15,750 円」を「16,200 円」に、「105/100」を「100 分の 108」に改める。

第 8 条第 1 項中「1,000 円」を「1,030 円」に改め、同条第 2 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

第 9 条中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

第 11 条の表中「630 円」を「640 円」に、「420 円」を「430 円」に、「798 円」を「820 円」に、「6,300 円」を「6,480 円」に、「3,150 円」を「3,240 円」に、「5,250 円」を「5,400 円」に改める。

第 11 条の 2 の表中「52,500 円～315,000 円」を「54,000 円～324,000 円」に改める。

第 12 条の表中「3,150 円」を「3,240 円」に、「1,050 円」を「1,080 円」に、「5,250 円」を「5,400 円」に、「2,100 円」を「2,160 円」に、「4,200 円」を「4,320 円」に、「525 円」を「540 円」に、「800 円」を「830 円」に、「600 円」を「620 円」に、「500 円」を「510 円」に、「105/100」を「100 分の 108」に、

「2,835 円」を「2,910 円」に改める。

第 13 条中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(松阪市水道給水条例に関する経過措置)

- 2 第 68 条の規定による改正後の松阪市水道給水条例第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している給水で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

(松阪市公共下水道使用料条例に関する経過措置)

- 3 第 69 条の規定による改正後の松阪市公共下水道使用料条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

(松阪市飯高簡易水道事業給水条例に関する経過措置)

- 4 第 71 条の規定による改正後の松阪市飯高簡易水道事業給水条例第 24 条の規定にかかわらず、施行日前から継続している給水で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

(松阪市民病院使用料及び手数料条例に関する経過措置)

- 5 第 72 条の規定による改正後の松阪市民病院使用料及び手数料条例の規定にかかわらず、施行日前にこの条例による改正前の松阪市民病院使用料及び手数料条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。